

ICT戦略室発注の物品等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込:円)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和2年度 センタープリンタ(連続帳票)消耗品(トナー・現像剤)買入	26 OA機器・用品	富士ゼロックス株式会社	1,969,440	令和3年1月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	-
2	リモートアクセスサービス接続用アカウント調達(緊急的な職員のテレワーク環境構築【第4回】)	01 情報処理	株式会社大塚商会 LA関西営業部	6,765,000	令和3年1月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G22	-
3	リモートアクセスサービス接続用アカウント調達(緊急的な職員のテレワーク環境構築【第5回】)	01 情報処理	富士電機ITソリューション株式会社 西日本事業本部	5,425,200	令和3年2月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G22	-
4	リモートアクセスサービス接続用アカウント調達(緊急的な職員のテレワーク環境構築【第6回】)	01 情報処理	株式会社大塚商会 LA関西営業部	2,739,000	令和3年2月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G22	-
5	リモートアクセスサービス接続用アカウント調達(緊急的な職員のテレワーク環境構築【第7回】)	01 情報処理	株式会社大塚商会 LA関西営業部	6,765,000	令和3年3月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G22	-

特名随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度 センタープリンタ（連続帳票）消耗品（トナー・現像剤）買入

2 契約の相手方

富士ゼロックス株式会社

3 随意契約理由

センタープリンタ（連続帳票）は、富士ゼロックス株式会社製のプリンタであり（H25.9.7入札）、センタープリンタに使用する消耗品のトナー及び現像材は、同社製の純正消耗品を使用しないと、印刷品質及び機器の安定稼働が保証されないことから、同社製の消耗品を使用する必要がある。富士ゼロックス株式会社は、当該製品を販売している唯一の業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G30）により随意契約とし、富士ゼロックス株式会社を特名とし、契約相手方とするものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G30）

5 担当部署

I C T戦略室基盤担当（電話番号 06-6543-7113）

特名随意契約理由書

1 案件名称

リモートアクセスサービス接続用アカウント調達（緊急的な職員のテレワーク環境構築【第4回】）

2 契約の相手方

株式会社大塚商会

3 随意契約理由

1月13日に発出された緊急事態宣言を踏まえ、利用者数が急増したことにより、緊急的にライセンスを追加調達する必要があるため、競争入札を行うことができないため、必要最小限の数量分について、現行テレワーク基盤で調達済のサービス（マジックコネクト）のライセンス導入実績を有しており緊急的な対応が可能で、原契約分のライセンスとの一体的な管理が可能な業者（株式会社大塚商会および富士電機 IT ソリューション株式会社）より見積もりを取得し、安価であった株式会社大塚商会に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 5 号（G 2 2）

5 担当部署

ICT 戦略室基盤担当（電話番号 06 - 6543 - 7118）

特名随意契約理由書

1 案件名称

リモートアクセスサービス接続用アカウント調達（緊急的な職員のテレワーク環境構築【第5回】）

2 契約の相手方

富士電機 IT ソリューション株式会社

3 随意契約理由

1月13日に発出された緊急事態宣言を踏まえ、利用者数が急増したことにより、緊急的にライセンスを追加調達する必要があるため、競争入札を行うことができないため、必要最小限の数量分について、現行テレワーク基盤で調達済のサービス（マジックコネクト）のライセンス導入実績を有しており緊急的な対応が可能で、原契約分のライセンスとの一体的な管理が可能な業者（株式会社大塚商会および富士電機 IT ソリューション株式会社）より見積もりを取得し、安価であった富士電機 IT ソリューション株式会社に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 5 号（G 2 2）

5 担当部署

ICT 戦略室基盤担当（電話番号 06 - 6543 - 7118）

特名随意契約理由書

1 案件名称

リモートアクセスサービス接続用アカウント調達（緊急的な職員のテレワーク環境構築【第6回】）

2 契約の相手方

株式会社大塚商会

3 随意契約理由

令和3年1月13日の緊急事態宣言発令を受け、利用者急増により、緊急的にライセンスを追加調達する必要があり、競争入札を行うことができないため、必要最小限の数量分について、現行テレワーク基盤で調達済のサービス (Magic Connect) のライセンス導入実績を有しており緊急的な対応が可能で、原契約分のライセンスとの一体的な管理が可能な業者（株式会社大塚商会および富士電機 IT ソリューション株式会社）に見積もりを依頼し、提出のあった株式会社大塚商会（富士電機 IT ソリューション株式会社は辞退）に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 5 号 (G 2 2)

5 担当部署

ICT 戦略室基盤担当（電話番号 06 - 6543 - 7118）

特名随意契約理由書

1 案件名称

リモートアクセスサービス接続用アカウント調達（緊急的な職員のテレワーク環境構築【第7回】）

2 契約の相手方

株式会社大塚商会

3 随意契約理由

令和3年3月1日付け「新型コロナウイルス感染症の拡大防止にかかる取組について」における人事室からの出勤抑制の依頼を受け、利用者急増が見込まれている。緊急的にライセンスを追加調達する必要があり、競争入札を行うことができないため、必要最小限の数量分について、現行テレワーク基盤で調達済のサービス（Magic Connect）のライセンス導入実績を有しており緊急的な対応が可能で、原契約分のライセンスとの一体的な管理が可能な業者（株式会社大塚商会および富士電機 IT ソリューション株式会社）に見積もりを依頼し、提出のあった株式会社大塚商会（富士電機 IT ソリューション株式会社は辞退）に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 5 号（G 2 2）

5 担当部署

ICT 戦略室基盤担当（電話番号 06 - 6543 - 7118）